

津山市放課後児童クラブ入所判定基準表

1. 保護者の状況

区分	要件	点数		
		父	母	
1 自宅外就労・就学	週5日以上	1日8時間以上	14	14
		1日7時間以上	13	13
		1日6時間以上	12	12
		1日5時間以上	11	11
		1日5時間未満	9	9
	週4日以上	1日8時間以上	12	12
		1日7時間以上	11	11
		1日6時間以上	10	10
		1日5時間以上	9	9
		1日5時間未満	7	7
	週3日以上	1日8時間以上	9	9
		1日7時間以上	8	8
		1日6時間以上	7	7
		1日5時間以上	6	6
1日5時間未満		4	4	
週3日未満		3	3	
保護者が長期単身赴任をしている世帯 (おおむね3ヶ月以上かつ、週5日以上居住地を別にしている場合)		14	14	
2 自宅内就労・内職	週5日以上	1日8時間以上	13	13
		1日7時間以上	12	12
		1日6時間以上	11	11
		1日5時間以上	10	10
		1日5時間未満	8	8
	週4日以上	1日8時間以上	11	11
		1日7時間以上	10	10
		1日6時間以上	9	9
		1日5時間以上	8	8
		1日5時間未満	6	6
	週3日以上	1日8時間以上	8	8
		1日7時間以上	7	7
		1日6時間以上	6	6
		1日5時間以上	5	5
1日5時間未満		3	3	
週3日未満		2	2	
3 求職中	就労のための求職活動のため、日中外出している		2	2
4 疾病・負傷・障害	疾病 負傷	長期入院などにより、保育が完全に不可能な場合	16	16
		日中常時の保育が困難な場合	14	14
		部分的に保育が困難な場合	10	10
	障害	身体障害者手帳1～2級 精神障害者保健福祉手帳1～3級 療育手帳の交付を受けていて、常時保育が困難な場合	14	14
		身体障害者手帳3級の交付を受けていて保育が困難な場合 身体障害者手帳4級以下の交付を受けていて保育が困難な場合	12 10	12 10
5 親族の看護・介護	介護が常態・入院付添い等で保育が完全に不可能な場合 (重度障害者、要介護5.4程度に該当)		16	16
	介護・通院・入院の付添い等で日中常時の保育が困難な場合 (要介護3程度に該当)		14	14
	介護・通院・入院の付添い等で部分的に保育が困難な場合 (要介護2、1程度に該当)		10	10
6 出産	母親が妊娠又は出産後の場合で保育が必要な場合 産前は出産予定日の8週間前の日の属する月初日、産後は出産日から8週間を経過した日の属する月末まで		-	13
7 災害	火災、風水害で家屋損傷その他災害復旧のために保育にあたれない場合 災害の復旧に要する時間を基に、「1.自宅外就労・就学」の基準を準用		4～14	4～14

A	B
---	---

2. 加算・減算項目

		児童の状況・環境	点数
1	学年状況	小学校1年生	+25
		小学校2年生	+22
		小学校3年生	+19
		小学校4年生	+14
		小学校5年生	+10
		小学校6年生	+6
2	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯（離婚・死亡・行方不明・拘禁・未婚等に該当）		+16
3	離婚調停中で配偶者と別居している世帯		+14
4	支払期限より2ヶ月以上経過して利用料（保育料）の支払いをしていない世帯の児童（1ヶ月単位で5点減点）		-5～
5	児童相談所からの要請が確認された場合		+10
6	身体障害者手帳または療育手帳を保有している児童、特別支援学級に在籍（予定含む）または、医師等により心身障害の診断をされた児童が入所を希望する場合		+6
7	上記5・6に該当しない児童で、特別の配慮が必要と判断される児童		+3
8	上記5・6に該当する児童で介助員の配慮などの特別の配慮が必要と判断される児童		+12
9	産休・育休を理由に退所し、休み明けの復職により再入所する場合		+2
10	2人以上の兄弟が同一児童クラブを希望する場合は上の兄弟に1人当たり1点加算		+1
11	児童クラブが緊急性が高いと判断した場合		クラブが定める

c

合計（A父の状況 + B母の状況 + C加算・減算項目）=

- ・利用料（保育料）の滞納が3ヶ月以上ある児童、または、前年度以前に滞納がある児童については、点数に関係なく入所することができません。
- ・「1. 保護者の状況」でひとり2項目以上に該当する場合は、点数の高い方を適用します。
- ・就労の時間については、就労証明書に記載の時間とします。
- ・「2. 加算・減算項目-10」では兄弟で同一クラブを利用する児童を優先させるため、学年状況による加算が低い上の兄弟に加算します。（例）兄弟3人利用の場合、（長男1点、次男1点、三男0点加算）

3. 選考方法

- ・「A父の状況+B母の状況+C加算・減算項目」で算定し、点数の高い順に決定します。
- ・点数の合計が同点の場合は、各事業者で「4. 同一点数世帯の優先順位」を基に判断します。

4. 同一点数世帯の優先順位

順位	状況
1	児童相談所からの要請又は児童の入所の必要性が、関係機関で確認された場合
2	児童が低学年である世帯
3	ひとり親世帯
4	生活保護世帯
5	帰宅時間（終業時間に通勤時間を足した時間帯）の遅い世帯 帰宅時間については、保護者を比較して早い方の時間を優先します。
6	養育している未就学児の人数が多い世帯
7	同世帯に障害者がいる世帯（要手帳の写し）
8	利用料（保育料）の滞納がない世帯

5. 判定に必要な添付書類

1. 保護者の状況		添付必要書類
1・2	就労・自営	在職・内職（予定）証明書
	就学	在学証明書・学生証・合格通知書等の写し
3	求職中	求職活動状況申立書
4	疾病・負傷	医療機関の診断書・病気等申立書
	障害	障害者手帳の写し
5	看護・介護	看護（介護）を必要とすることを証明できるもの（診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証の写し等）
6	同居の祖父母等	同居の祖父母が65歳未満の際には、保育が不可能と判断される証明書（就労証明書、診断書等） 同居・別居については、祖父母等と同居先であっても、2世帯住宅（玄関、台所、風呂等が別で生計も別であること）の場合は別居として取り扱う。
7	出産	母子健康手帳の写し・出産申立書
8	災害	罹災証明書等の災害の度合いが確認できるもの